

悪夢の再来

「失踪」と拉致に関するスリランカ政府の国家責任についての報告



要約

彼の父がドアを開けました。男たちは父親を押しつけ、私たちと子どもたちをある部屋に押し込めました。ジュニス・レックスは、自分の部屋から出てきました。体をベッドシートで隠していました。男たちは彼をベッドシートの上からつかんで拘束したのです。その男たちは、黒ズボン、グリーンのTシャツ姿で、頭を黒い布で覆っていました。後でわかったことですが、彼らは、バンに乗ってきて、幹線道路にバンを停めていました。彼らは、部屋の電球をぶち壊し、ジュニス・レックスを引きずり出していきました。彼らはタミル語で「来い！」と命じました。彼は「お母さん！」と叫んでいました。でも私たちは彼を助けることもできませんでした。

— ジュニス・レックス・シムサン、2007年1月22日深夜、当日早朝の家宅捜索の後拉致された。家族の証言。彼の家族の度重なる問い合わせにも拘わらず、現時点で、彼の所在及び生死は不明のままである。

例えば、行方不明者リストの話をしてしまおう。家族に知らせないままにハネムーンに行った人たちもいます。家族はその人たちが失踪したと思うんですね。親が、子どもが失踪したと申し立てることもあります。でも、実際には、子どもたちは、外国に行っていただけとわかることもあります。--- 失踪リストは単なる数字です。すべてのケースについて、しっかりした証明が必要です。私は、失踪や人権侵害が全くないとはいいません。でも、はっきり申し上げたいことは、政府は、全くこれに関わっていない、ということです。

— スリランカ大統領 マヒンダ・ラージャパクサ。2007年10月4日。アジア・トリビューンのインタビューに答えて。

2006年半ばに、スリランカ政府と武装分離主義者タミル・イーラム解放の虎（LTTE/Liberation Tigers of Tamil Eelam）は、大規模な軍事行動を再開した。そして、過去にこの国で起きた、忘れることのできない現象が再来した。それは、紛争当事者が、若い男性を

広範に拉致し「失踪」させる現象だ。2002年にノルウェーの調停によって実現した停戦は、事実上崩壊し、2008年1月、公式に解消された。今後、武力紛争の激化が予想される。スリランカ政府が、より断固とした姿勢で、拉致と「失踪」を止めるように措置をとり、行方不明者の所在を明らかにし、責任を負う者を訴追しない限り、2008年、「失踪」が再び激増する恐れがある。

2006年以降、強制失踪の数は数百件にのぼる。スリランカは、強制失踪発生件数をもっとも多い国の一つである。主な「失踪」の被害者はタミル人の男性だ。多くの場合、武力紛争地域である北部または東部において、または首都コロンボで、政府軍に連行された後、忽然と「失踪」してしまう。確かに、彼らが、LTTEのメンバーあるいは支持者である可能性はある。しかし、そうだとした場合、秘密裡にあるいは適正手続きなしで、拘禁することは、正当化できない。残念ながら、「失踪」被害者のほとんどは死亡したものである。

この危機的状況にも拘わらず、スリランカ政府には、事件を捜査し、責任を負う者を訴追するという決意が、まったく見られない。ヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした全ての家族が、「失踪」つまり拉致された身内の事件について、スリランカ当局に捜査をしてほしいと働きかけたが、当局が対策に乗り出すことはなかったと語った。

スリランカ政府のこの失策の代償は大きい。多くの人びとが残虐な扱いを受け、多数の人命が失われた。しかし代償はそれだけでない。残された人びと——「失踪」した愛する人の運命を、決して知ることができないかもしれない、配偶者、両親、そして子どもたち——はやり場のない苦悩と怒りに苛まれている。しかも、自分たちの住んでいる地域で、このような恐ろしい犯罪——しかも犯人たちはまったく処罰されない——が、再び起きるかもしれないという、恐怖と不安の中で、彼らは、その苦悩を抱えているのである。

この報告は、2006年半ば以降発生した強制失踪と拉致に関する、広範囲な資料とデータからなる。スリランカ政府の対応について詳細に記述し、その対応が甚だしく不適切であることを明らかにする。同国政府は、過去の政権と、逐一同じような失敗を繰り返す傾向にある。「失踪」を捜査するためだと新しい機構を立て続けに設立するなどして、対策を

取っていると方々に宣伝してまわるものの、実際の事実調査を行うことはほとんどなく、「失踪」の責任を負う者を訴追することなど、ほぼ全くない。この報告書の最後に、スリランカ当局および国際的アクターに対して、より実効的な対応を求め、具体的な勧告・提言を提示した。また、ヒューマン・ライツ・ウォッチがまとめた 99 件の「失踪」事件の詳細を本報告書の別添に付した。スリランカの人権団体がまとめた、これ以外の 498 件の「失踪」事件のリストは、こちらのウェブサイト <http://hrw.org/reports/2008/srilanka0308/srilanka0308cases.pdf> から見るができる。

* * *

国際法では、強制失踪とは、国家当局がある人物を拘禁しているにも拘わらず、その自由の剥奪の事実を認めず、又は所在を隠蔽することで、当該失踪者を法の保護の外におくものをいう。

スリランカでは、「失踪」は、武力紛争に伴ってあまりにも長きにわたり発生し続けてきた。1987 年から 1990 年までの 3 年間、左翼シンハラ民族主義者・人民解放戦線（JVP）による、短期間とはいえ極めて暴力的な武装闘争があった。そして、20 年来、政府とタミル民族主義者・LTTE との間で、内戦が継続している。これらの紛争下で起こった「失踪」のうち数万件は、政府軍に責任があると考えられている。

強制失踪は、再び、現在の紛争の際立った特徴となった。政府及び非政府組織から、さまざまな統計が出ている。それらによると、2005 年 12 月から 2007 年 12 月の間に 1500 人以上の人びとが「失踪」した、つまり拉致された。これらの人びとのうち、殺害されたことが判明した人もいるし、拘禁施設又は別の場所で生きていることが発見された人もいる。しかし、大半については消息不明のまま。スリランカの国家人権委員会は「失踪」に関するデータを公表していない。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査によれば、2006 年に約 1000 件、2007 年の初めの 4 ヶ月だけで、300 件以上の「失踪」事件が、国家人権委員会に報告されていることが明らかになっている。

「失踪」は、主にスリランカ北部と東部の紛争地域で起きている。すなわち、ジャフナ、マナー、バティカロア、アンパーラ、バブニヤの各県である。コロンボでも非常に多くの事例が報告されている。

責任者は誰か

ヒューマン・ライツ・ウォッチとスリランカの人権団体が行った調査によって、大多数の事件で、政府治安機関、すなわち、陸軍、海軍、警察の関与を示す証拠が確認された。政府治安機関のこうした行動は、同国の対テロ法でより顕著になった。政府軍は、タミル人兵士と JVP 武装闘争員に対する作戦の中で、「失踪」や略式処刑など、超法規的手段を用いてきた。

ヒューマン・ライツ・ウォッチが調査した事件の多くで、「失踪」者の家族は、身内を逮捕したのが軍のどの部隊だったのか、連行されていったキャンプ、ときには使用された軍用車のナンバープレートまで、正確に覚えていた。

スリランカ陸軍のチェックポイント、歩哨地点、その他の軍事拠点に近い自宅から、被害者が失踪させられたケースもあった。スリランカ軍の拠点が近いのにもかかわらず、十数人の武装した男たちがやってきて、被害者を家から連れ去ったのだ。目撃者らは、実行者を正確には断定できない場合もあるが、スリランカ軍の関与を疑っていた。大人数の武装した男たちが、スリランカ軍の了解なしに、外出禁止令下の時間帯に自由に動き回り、スリランカ軍のチェックポイントを通過できるとは、到底考えられないからだ。

身内が、制服警官、特に刑事部（CID、Criminal Investigation Department）の警官に拘禁された後、忽然と「失踪」してしまった、と話す家族が、少なからずあった。警察は尋問の必要があったと主張するが、連行場所を明かさず、「逮捕記録」も残していない。こうした逮捕の後、家族は、拘禁された家族が生きているかそれとも死んでしまったのか、そして生きている場合にはどこにいるのか、まったく情報を得ることができていない。

スリランカの非常事態関連法によって、政府軍の「失踪」関与は、助長されている。法律によって、軍は圧倒的な権限を与えられており、その結果、広範囲にわたって訴追を免れ

ている。現在施行されている二つの非常事態法の条項のいくつかは、「失踪」を容易にするための、法的枠組みとなっている。これらの条項は、人びとを令状なしに逮捕し、あいまいな容疑だけで無期限に拘禁することを可能にしている。また、拘禁場所の一覧を公表する義務もない。さらに、政府治安機関は、公にすることなく秘密裏に死者の身体を処理することができ、検死結果も開示しなくてよい。その結果、拘禁中の死亡についての適切な捜査は困難になっている。

スリランカ政府治安機関以外に、拉致と「失踪」に関与していると考えられるのは、政府よりのタミル武装グループである。政府軍とは別に、あるいは連携して行動している。「失踪」者の家族は、しばしばカルナ派の関与を指摘した。カルナ派は、2004年3月にLTTEから分派し、主に東部とコロomboで軍事作戦を展開している。ジャフナでは、いくつかの拉致事件について、目撃者が、イーラム人民民主党（Eelam People's Democratic Party）の関与を指摘している。長年、LTTEの標的となっているタミル人政党である。

これらのいずれのグループも、スリランカ政府軍と緊密な協力関係にある。スリランカ政府軍と警察は、多くの場合、カルナ派あるいはEPDPのメンバーとおぼしきタミル語を母語とする人たちを利用して、LTTEの支持者を特定し、ときに逮捕する。まずスリランカ軍が家にやってきて尋問し、およそ数時間後に、タミル語を話す武装した男たちがやって来て身内を連れ去っていった、というような家族の報告を、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、複数受けている。またカルナ派及びEPDPが、政府軍とは無関係に行動していたように思われる場合もある。LTTEに対する怨恨目的、または、身代金目的の誘拐である。スリランカ政府軍は、これも容認してきた。

LTTEも、政府の支配下にある紛争地域で拉致に関わってきた。しかし、人権団体や国家人権委員会へのLTTEによる拉致事件の報告数は、比較的少ない。これまでヒューマン・ライツ・ウォッチや他の団体が調査してきたように、LTTEはその支配地域において、深刻な違法行為を多数犯してきた。一般市民を標的とした爆撃、虐殺、拷問、政治的暗殺、基本的な市民的・政治的権利の組織的な抑圧などである。LTTEが、こうした手段で十分満足しているから、拉致をあまり行っていないというわけではない。LTTEによる拉致件数が低いのは、一つには拉致がLTTEの主な戦術でないためである。もう一つには、LTTE

は、敵対者を公然と処刑する方を好むことが挙げられる。別の理由としては、被害者の家族や目撃者が、LTTE の報復を恐れて、こうした行為をなかなか報告していないということが、考えられる。

誰が標的にされているのか？

誰に「失踪」の責任があるのかという問題とは別に、誰が標的になっているのか、という問題がある。ムスリムやシンハラ人の犠牲者もいるが、多くはタミル人である。政府軍は、主に、LTTE のメンバーか、LTTE に関係の深いと思われる人物を、標的にしているようである。タミル人の高校生・大学生なども相当数「失踪」させられており、若いタミル人男性が、もっとも頻繁に狙われている標的だ。他には、聖職者、教職員、人道支援関係者、ジャーナリストが、「失踪」させられている。本人を市民社会から抹殺するだけでなく、こうした活動をしたらどんな目に遭うか、という周囲の人間への威嚇として、「失踪」を利用しているのだ。

逮捕された被害者がその後忽然と「失踪」してしまうという北部と東部での事件の多くは、政府軍の封鎖搜索軍事作戦の最中または終了後に起きた。LTTE の攻撃に対する政府軍の反撃軍事作戦である。この作戦の間に、軍は、人びとを拘禁した。あるいは、公的身分証明書没収し、その後、身分証明書の持ち主に、軍のキャンプか関係部署に、当該公的身分文書の返却を受けるために、出頭するように通知した。いずれの場合も、一部の人びとは二度と戻ってこなかった。家族が、スリランカ軍に、所在について情報を求めても、徒労に終わっている。

ジャフナで際立っているのは、軍隊のチェックポイントで止められた後、「失踪」という事例である。または、当該被害者を狙って襲撃し、その後「失踪」させる事例もある。ときには、クレイモア地雷を使った攻撃や、同類の攻撃をされた後に「失踪」する人もいる。何件かのジャフナの被害者の家族は、EPDP 幹部が、襲撃に加わっていたと考えている。なぜなら、襲撃してきた人びとが母語としてタミル語を話していたし、その容貌からしても、車両が EPDP キャンプの方向に戻っていったことからしても、EPDP の襲撃であろうと考えられるからだ。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、目撃者や人道援助関係者から、東部での「失踪」についての信頼できる報告を受け取っている。2006年の終わりから2007年の初めにかけて、戦闘から逃れて、数千人規模の人びとがLTTE地域から避難していたときである。報告によると、政府軍とカルナ派は、政府の支配地域に入ろうとする人びとをスクリーニングにかけ、LTTEメンバーを見つけようとした。このスクリーニングによって、多くの若いタミル人が拘禁され、「失踪」した。

特にコロomboや、東部のバティカロア、トリンコマリー、アンパーラの各県では、政治的目的の「失踪」と身代金目的の拉致の境が、2006年後半以来ははっきりしなくなっている。さまざまなグループが、不処罰が蔓延していることに乗じて、資金を脅し取る手段として、拉致を働いているからだ。これらの拉致の裏には、犯罪組織の存在もあると考えられるが、カルナ派及びEPDPが、軍備強化の資金として拉致を実行しているという重要な証拠もある。ところが、警察はそのような見方をしていない。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは以前、スリランカ東部地域でのカルナ派による拉致について報告書を発表した。強制徴集の目的で、少年さえも標的にした拉致である。こうした事例では、被害者の家族は、夫や息子が連行され、兵士にされるとわかっていた。しかし、身内が連行された被害者が、生きているのか死んでしまったのか、あるいは、その消息について、連行後、知らされることはまったくなかった。

犯罪の不処罰

強制失踪は、犯行状態が継続する継続犯に該当する。つまり犠牲者の行方や生死が明らかにされるまで、罪が犯されている状況が継続するのである。この犯罪の継続性のため、残された家族の犠牲は大きく、愛する人が生きているのか死んでいるのか、何ヶ月も何年もあるいは一生、思い患い、苦しむ。「失踪」した人は、処刑・拷問の跡のある死体となって発見される。あるいは、警察の留置場や軍事キャンプに拘禁され、生きていると分かる。あるいは、単に失踪ではなかったと判明することもある。しかし、ほとんどの場合、二度と姿を見せることはない。超法規的処刑の結果、あるいは、または何か別の理由で、拘禁中に死亡したと推定するしかないのだ。

スリランカで「失踪」がなくなる最大の原因は、組織的な不処罰が蔓延していることにある。そのために、政府軍も政府側の武装グループも、違法行為をためらいなく犯す。

警察は、ほとんどの事件を捜査しない。進捗状況を被害者の家族に伝えることも、滅多にない。犯人を特定し、被害者がどこにいるのか発見するのに、十分な情報がないと警察は主張する。しかし、本報告で詳細に報告しているように、家族側が、拉致に使われたと考えられる車両のナンバープレートや、関与していると思われる人物の名前や軍隊師団などの詳細な情報を警察に提供した時でも、警察は、調査をしようとしなない。こうした具体的な情報は、少なくとも捜査の端緒としては十分であるにも拘わらず、である。

政府が公開した法的処罰（アカウントビリティ）についての統計によると、罪を犯した者に、法の正義が適用されることは、ほとんどない。2007年10月に、スリランカ政府からヒューマン・ライツ・ウォッチが受け取った文書では、わずかに2件しか法的処理の対象になっていなかった。1件は、具体的に誰と記されていないが、軍の人員が2005年から2006年に犯した、人権侵害の事件（政府は事件を特定しなかった）、もう1件は、こちらも人数が具体的に記されていないが、何人かの軍の人員が2007年バブニヤで、5人の学生を殺害したという最近の事件である。その他この文書にある、拉致や「違法監禁」の起訴事例に、2006年半ば以降起きたものはないと見られる。

2007年6月、空軍少佐ニシャンサ・ガジャナヤケと警察官2名、および空軍軍曹が逮捕されたが、近時の拉致事件で、逮捕された人びとはこれだけである。スリランカ当局は、これらの逮捕が、拉致実行者に毅然たる態度で対処している証拠だとして、広く広報し、容疑者たちを直ちに裁判にかけると約束した。ところが、2008年2月、容疑者らは釈放されてしまった。彼らに対する容疑も取り下げられたのかどうかは不明である。

スリランカ政府の対応

マヒンダ・ラージャパクサ大統領率いるスリランカ政府は、強制失踪の捜査・訴追に精力をそそぐことなく、依然として、問題を矮小化している。スリランカ政府の公式発言の多くは、「失踪」多発による危機的状況など、まるで存在しないかのような内容である。また、「失踪」が取り上げられている場合も、犯人はLTTEの戦闘員か一般の犯罪者だけだ

としている。政府は、拉致と「失踪」の対策だとして、さまざまな機構を設立してきたが、どの機構も、独立性、権限、財源、能力（キャパシティ）が不十分で、実効的な捜査を行うことができていない。

スリランカには、昔から、「失踪」対策の機構を設立はするものの、これをしっかり機能させてこなかった長い歴史がある。1990年代に当時のチャンドリカ・クマーラトゥンガ大統領は、4つの政府事実調査委員会を設立した。そして、その結果、1980年代と1990年代の武力闘争で、2万人以上が「失踪」したことが明らかになった。人権団体は、実際の数その2倍から3倍と考えている。これらの事実調査委員会は、2000件以上の事件で、容疑者を特定したにも拘わらず、容疑者はほとんどだれも訴追されておらず、一握りの下級職員だけが有罪判決を受けたにすぎない。こうした委員会は、「失踪」再発を防ぐために、司法と行政の改革を提案してきたが、その後成立した政権が、意味ある措置をとったことは、未だかつてない。

2006年半ば以降激増する「失踪」に対するラージャパクサ政権の対応も、こうした過去のスリランカ政権がとってきたパターンと同じで、何ら新しいものではない。第一に、大統領は、独立機関として規定されている政府機関である国家人権委員会及び国家警察委員会の委員を、憲法の規定を無視して自ら直接任命し、これらの機関の独立性を著しく損ねた。

国家人権委員会は、「失踪」の申立を、過去二年間に何百件も受けている。しかし委員会は、「失踪」に関する報告を一切発表しないばかりか、同委員会への訴えの件数さえも、明らかにしようとしなない。そして、国家人権委員会は、「失踪」問題を矮小化しようとしてきた。国家人権委員会の監視・調査当局も、軍の妨害や、政府の支援がないことなどから、現実に機能できなくなっている。HRCが機能不全に陥ったことの結果として、2007年12月、国家人権委員会を管轄する国際機関は、スリランカ政府がHRCの独立性を侵害したとして、HRCの地位を「オブザーバー」に格下げした。

第二に、スリランカ政府は、「失踪」及びその他の人権侵害問題に取り組むため、少なくとも他に9つの特別機構を設立したが（本報告ですべて説明している）、どの機構も具体的な成果を出していない。

政府は定期的に機構設立を発表するだけで、それらの機構の任務や捜査の進展について、情報を提供することはほとんどない。さらに、これまでの機構で解決しなかったから、また新しい機構を設けるのか、あるいは現在の機構の欠陥を修正していくのかについても、政府は説明していない。

スリランカの状況に関心を寄せる多くの人びとは、これらの機関のほとんどは、そもそも、その設立目的は問題の解決のためなどではなく、政府治安機関が広範囲に「失踪」事件を起こしていると報告されていることに対し、事件の捜査をしないままでも、政府はこの実態を真剣に受け止めているのだという印象を与えるために過ぎないと考えている。こうした見方は、政府が、長年にわたり、犯人の訴追をほとんどしてこなかったという事実を見れば、信憑性がある。

そもそも、スリランカ政府の最高レベルの指導者たちが、新しい「失踪」危機が再来していることを否定している。また、政府軍が人権侵害に深く関わり、責任を有するということも否定している。よって、捜査が進展しないのも、こうした人権侵害を止められないのも、驚くには値しない。それがよく現れているのが、マハナマ・ティレケラトゥネ裁判官の発言である。同氏は、拉致は「個人的怨恨によるもの」で、いなくなった人の多くは帰還していると述べている。そのような事実を立証するものはないにも拘わらず、である。

ラージャパクサ大統領、閣僚、和平プロセス調整担当官(Secretariat for Coordinating the Peace Process)も、広範な「失踪」などというのは、国家のイメージを損なうための、LTTEによるプロパガンダである、として、「失踪」に関する報告にはまったく取り合わないという姿勢をとり続けている。彼らの主張によると、所在のわからなくなった人の多くは、帰還しているか、国外に出たか、犯罪を犯し逮捕を逃れるため隠れているか、単に家族への連絡を怠っているだけ、とのことである。しかし、こういう主張を裏付ける事実を示すことは全くしない。

このような高官の発言は、一部の警視など、警察官の発言と食い違う。また、メディアや NGO が公表した事実や数字とも、そして少数ではあるが、政府委員会から提出された情報とも食い違う。それほど問題がないと主張するのであれば、なぜ政府は、自分では存在さえしていないと主張している事件を調査するため、ここまで多数の機構を設立する必要を感じるのか、という疑問も禁じ得ない。スリランカ政府高官レベルが「失踪」問題にまったく取り合わないため、政府軍は、自分たちが人権侵害に関与しているとの報告がされても、政府は真剣に受け止めることはないものと安心している。

国際社会の対応

さまざまな国連機関やスリランカの主要な友好国も、2006 年半ば以降、強制失踪が激増していることに、懸念を表明している。国連人権高等弁務官、超法規的、即決、恣意的処刑に関する特別報告者、また子どもと武力紛争に関する特別代表など、国連の高官はみな、不処罰が驚くほど蔓延していること、警察機関や政府の人権機構が法的処罰のしくみ（アカウンタビリティ）を確立できていないことを、指摘している。米国、英国の各政府も、懸念を表明している。

高まる国際社会からの批判に、スリランカ政府は2つの形の対応を示した。一つは、国際機関や各国政府に対する活発なロビイングである。人権状況は改善されていると主張し、国連職員や人権専門家に対し、スリランカは協力すると意思表示している。その一方で、協力を申し出たまさにその国連高官に対しても、スリランカ政府を批判すれば、激しく非難した。スリランカ政府は、そうした国連高官に対し、状況把握が不十分だと糾弾し（これはまだいい方だ）、ひどいときには、国連高官を LTTE のシンパとまで言っていた。

スリランカ政府は、広範囲の人権侵害の事実を認めず、そして、解決にしっかり取り組んでいない。そのため、国内外で、国連人権監視ミッション設立に対する期待が高まっている。同ミッションは、国中で起きている政府軍と LTTE による人権侵害を、調査報告する任務を担うものだ。

欧州連合(EU)と、もっと最近では米国政府も、国内外の NGO の呼びかけに同調して、国連人権高等弁務官事務所の下で、国際的な監視ミッションを設立することに、賛同している。国連人権高等弁務官ルイーザ・アルブール氏は、2007 年 10 月スリランカ訪問中に、このような機関の設立に向け、国連人権高等弁務官事務所は、スリランカ政府に協力する意向があると表明した。

スリランカ政府は、今のところ、いかなる国際監視機構であろうと、すべて設立を拒絶している。この対応は、全てのスリランカ国民の権利を保護するために、政府自らが必要な措置をとっている、というスリランカ政府の主張と矛盾するものだ。

主な勧告/提言

- スリランカ政府は、国内で「失踪」が広範囲で起きていること、及びこうした人権侵害に政府軍が継続して関与していることを、公式に認めること。

スリランカ政府が、「失踪」問題を真剣に受け止め、そして、真剣に受け止めていると見なされない限り、スリランカ政府が「失踪」をなくす方向に現実的に進展していくことはない。いかに多くの新しい機関を政府が作ろうと、政府高官がこの深刻な問題の存在を否定している状態では、こうした機関が成果をあげることなどない。まず問題の存在を明確に認めること、そして、政府軍と政府派の武装グループが、自ら、現状を断ち切ることが重要だと認識することから、始めなくてはならない。

- スリランカ政府は、現行の拘禁手続を改め、手続の透明性及び適正手続に関する国際基準の遵守を確保すること。

これ以上「失踪」を増やさないために、スリランカ政府は拘禁中のすべての人を、公式な（秘密ではない）拘禁施設に收容し、各施設は拘禁記録を詳細に残すべきである。被拘禁者が、家族と連絡を取ること及び妨害なしに弁護士に接見することを、許さなくてはならない。彼らは遅滞なく裁判官の下に連れて行かれ、逮捕理由及び容疑を告知されなければならない。

- スリランカ政府は、「失踪」の加害者を、しっかりと捜査・訴追すること。

「失踪」増加の危機が起きている主な要因の一つは、加害者が法的処罰を受けていないこと（アカウントビリティの欠落）にある。当局は、本報告書で取り上げたような、強制失踪と恣意的逮捕のすべての事件を、精力的に捜査すべきである。そして、すべての人の生死の別及びその所在地を、明確かつ公に明らかにするべきだ。「失踪」と拉致の責任を負う者は、政府軍のメンバーであれ、非政府武装グループのメンバーであれ、適切に、懲戒または訴追されなければならない。

- スリランカ政府及びLTTEは、紛争の全当事者が犯した国際人権法及び人道法違反に関する調査報告を目的とする、国際監視団を設立・展開するため、国連人権高等弁務官事務所と協力すること。

経験ある国際監視団を展開することは、人命を救い、人権侵害を抑制し、法的処罰（アカウントビリティ）を促進することにつながる。これを実現するための責任は、スリランカ政府とLTTEだけではなく、関連する国際的アクターたちにもある。国際的アクターたちは、国際監視チームの展開に対するスリランカ政府の姿勢の如何によって、スリランカ政府が、真剣に人権問題に取り組んで長引く問題を解決しようと、言葉だけでなく、現実的に立ち向っているか否かを見極める、という見解をはっきりと示す必要がある。スリランカの国際的な友好国、とくに、インドと日本は、今後、軍事的支援または人道支援以外の支援をする場合には、スリランカ政府が、国際監視団の受入れなど、「失踪」が多発する現状を改めて不処罰をなくすための努力を条件にするべきである。

これまでに、国際監視ミッションは、特に、大規模な「失踪」問題に対処するのに効果的であると証明されている。十分なマンデート及び資金や人的資源を与えられれば、監視ミッションは、スリランカ政府もその他のスリランカの国内機関もできなかったことを、やり遂げられるであろう。すなわち、国際監視ミッションは、妨害されることなく拘禁施設を訪問して拘禁者の所在を確かめること、紛争の両派に具体的事件の情報を求めること、

スリランカの警察や人権機構を支援し事件捜査と家族への連絡を進めること、申立のあった事件に関する信頼できる記録を作成することなどができるのだ。

勧告/提言

スリランカ政府に対する勧告/提言

1. 大規模な「失踪」についての政府の責任を認め、事態を打開するために必要なすべての措置を取ること。軍部と警察が、国際人権法及び人道法の規定を、全面的に遵守するよう確保すること。
2. 人権侵害に対する憲法上の保護を損なう法律を、廃止又は改正すること。
3. 非常事態令を廃止又は改正し、曖昧な容疑の逮捕・拘禁、政府軍に対する広範な免責、並びに、秘密裏に死体を処分することや検死結果を伏したまま死体を処分することなどを許さないようにすること。
4. 拘禁に関する透明性を向上させる対策をとること：
 - 政府軍に拘禁される人びとは、すべて公式の（秘密裏でない）拘禁施設に置かれること。逮捕する警察官は、身分を明らかにし、公式の身分証明を示すこと。
 - すべての拘禁施設は、すべての被拘禁者について、逮捕の日付、時間、場所、氏名、拘禁理由及び拘禁した部隊や機関の具体名を、記録し保管すること。それらの記録を被拘禁者の家族や、弁護士、その他正当な理由で情報を求める人に公開すること。すべて被拘禁者の移動は、当該記録に綴ること。
 - 被拘禁者は遅滞なく裁判官の下に連れて行かれ、逮捕理由及び被疑事実について告知されること。家族は、逮捕の事実と、被拘禁者の居場所を遅滞なく告知されること。また、政府軍に拘禁された人はすべて、家族と連絡をとり、弁護士に妨害なく接見できるようにすること。
5. 国連下の国際人権監視ミッションを受け入れ、全面的に協力すること。
6. 恣意的逮捕と「失踪」を、命令・実行する者を捜査し、法的処罰に付すために、必要とされるすべての措置をとること。
 - 「失踪」を犯罪と定義し、犯罪の重大性に相当した罰則を科すこと。

- 本報告で取り上げた事件をはじめ、強制失踪と恣意的逮捕のすべての事件を捜査すること。被害者の生死や行方が、明確かつ公に確認されるまで、捜査を続けるよう確保すること。
- 適正手続に関する国際基準に従って、不法な行為に加担しているすべての者を、適切に懲戒または訴追すること。
- 軍における上官（文民及び軍人いずれも含む）が、自己の統制下にある者が犯罪行為を犯したこと又は犯そうとしているということを、知りまたは当然知るべきであったにも拘わらず、当該犯罪防止のために何らの行動もとらなかった場合、当該上官の責任を問うこと。
- カルナ派と EPDP など、拉致と「失踪」を行っている非政府武装グループのメンバーを法的に処罰し、また、これらの事件での政府軍の共犯性を捜査すること。

7. 国家人権委員会や、拉致、失踪、及び殺害に関する大統領下委員会(the Presidential Commission on Abductions, Disappearances and Killings)などの国内機関により大きな権限を付与し、「失踪」と誘拐の申立てに対して実効的な調査を遂行できるようにすること。

- 拉致、失踪、及び殺害に関する大統領下委員会（ティレケラトウネ委員会）の報告を公表すること。
- 国家人権委員会の制度上及び運営上の独立性を、スリランカ憲法に基づいて回復すること。軍部と警察を含むすべての政府組織に対し、国家人権委員会の調査に協力するよう指示し、法が遵守されない場合の法的処罰を（アカウンタビリティ）確立すること。

8. 国連の強制的または非自発的失踪に関する作業部会（Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances）に対する招待の期限をすぐに延長し、同部会のスリランカ訪問日程を具体化すること。

9. 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約を署名・批准し、同条約を実効化する国内法を制定すること。

タミル・イーラム解放の虎（LTTE）に対する勧告/提言

1. 拉致と超法規的殺害をやめること。子どもの拉致及び強制徴集や大人の強制徴集などの人権侵害を犯した者を懲戒すること。
2. ユニセフなどの国際機関が、LTTE のキャンプへアクセスし、被拘禁者の生死または消息を確認し、子どもを探して除隊させることを、許可すること。
3. 国連下の国際人権監視ミッションに対する支持及び全面的な協力を約束すること。

援助国政府に対する勧告/提言

1. スリランカにおける「失踪」危機に対して、しっかりと連携のとれた対応を確保すること。スリランカのすべての紛争当事者による人権侵害を、公に非難し続けること。
2. スリランカ政府に対し、広範囲に行われている「失踪」を止め、未解決の事件を誠実に捜査し、責任者を懲戒又は訴追するよう、強く働きかけること。
3. 上記の事項を実践していない援助国、特にインドは、人権状況の悪化についての懸念をスリランカ政府に伝え、問題解決に向けた国際的取り組みに加わること。
4. スリランカに対して財政援助又は軍事援助をしている政府は、今後の援助を、スリランカ政府が、真摯な一歩を踏みだして、申立てられた「失踪」を捜査・訴追し、かつ、国連人権監視ミッションを受け入れることを条件にして行うこと。
5. 国連下の国際人権監視ミッションを全面的かつ積極的に支援し続けること。スリランカ政府と LTTE に、このミッションを受け入れて協力するよう、強く働きかけること。